

くらしの安心サポーター事業実施要領

1 目的

くらしの安心サポーターは、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、行政と消費者のパイプ役として、自らの知識・経験を生かして消費者啓発活動を行うとともに、消費者からの意見・要望を行政へ伝達するなどの活動を行い、もって本県消費者行政の推進に寄与する。

2 活動内容

くらしの安心サポーターは、各人の可能な範囲で次の活動を行うものとする。

- (1) 消費生活に関する知識を生かした啓発活動
- (2) 高齢者及び障害者等が悪質事業者の被害に遭わないよう又は被害の早期発見のための見守り
- (3) 消費者から消費生活に関する相談を受けたときは、消費生活センターを紹介するなどのアドバイス
- (4) 消費者及び自らの意見・要望を県へ伝達
- (5) 事業者の不適正な取引行為に関する情報を県へ通報
- (6) 不審な表示に関する情報を県へ通報
- (7) 県等が開催する消費生活に関する事業への参加
- (8) その他、消費者行政の推進に資する活動

3 認定要件

くらしの安心サポーターは、次の各号に定める要件を全て満たしている者とする。

- (1) 県が主催する消費生活リーダー養成講座、消費者カステップアップ講座、かしこい消費者講座、くらしのセミナー（県政出前講座）、高齢・障害者支援者養成講座の受講生又はこれと同等の知識を有すると認められる者
- (2) 栃木県内に居住している者
- (3) 原則として、県が開催する消費生活に関する講座の受講が可能な者

4 登録方法

くらしの安心サポーター登録希望者は、くらし安全安心課長宛て別紙登録申込書を提出する。くらし安全安心課長は、審査の上これを認定し認定証を交付する。

5 登録の取消し

くらしの安心サポーターが次のいずれかに該当することが認められた場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) くらしの安心サポーターとしての活動ができなくなったとき
- (2) くらしの安心サポーターから辞任の申し出があったとき
- (3) 3年以上継続してくらしの安心サポーター活動報告書の提出がないとき
- (4) 郵送、電話等による連絡が取れなくなったとき
- (5) 上記のほかくらし安全安心課長が取り消す必要があると認めたとき

6 県の役割

県は、くらしの安心サポーター事業の円滑な推進のため、次のことを行う。

- (1) くらしの安心サポーターの消費生活に関する知識の維持・向上のため、消費生活に関する講座の開催
- (2) くらしの安心サポーターの活動に役立つ消費生活及び表示に関する情報の提供
- (3) くらしの安心サポーターから寄せられた情報、意見・要望について、消費者行政への活用

7 活動報告

くらしの安心サポーターは、毎年度4月に前年度の活動状況をくらし安全安心課長宛て報告する。

なお、要領2(4)、(5)及び(6)については、4月を待たずに任意の方法により随時報告することとする。

8 個人情報の保護

県は、くらしの安心サポーター事業の運営に当たり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令に則し、適切に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元(2019)年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6(2024)年10月1日から施行する。